年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
令和5年4月 25 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの　　5件

厚生年金保険関係　　5件

年金記録の訂正を不要としたもの　　2件

厚生年金保険関係　　2件

厚生局受付番号　：　北海道（受）第2200246号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第2300001号

第１　結論

請求者のＡ社における平成28年８月25日の標準賞与額を15万1,000円、平成28年12月20日の標準賞与額を19万9,000円、令和元年12月26日の標準賞与額を33万6,000円から34万6,000円に訂正することが必要である。

平成28年８月25日及び平成28年12月20日の標準賞与額、令和元年12月26日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年８月25日及び平成28年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料、令和元年12月26日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和54年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　①　平成28年８月
②　平成28年12月
③　令和元年12月

請求期間①、②及び③について、Ａ社から支給された賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。

請求期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社から提出された請求者に係る賃金台帳及び賞与支給明細書の写しによると、請求者は、同社から平成28年８月25日に19万7,000円、平成28年12月20日に26万6,900円、令和元年12月26日に37万6,000円の賞与の支払を受け、各賞与から、平成28年８月25日は15万1,000円、平成28年12月20日は19万9,000円、令和元年12月26日は34万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③までに係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、請求期間①は15万

1,000円、請求期間②は19万9,000円とし、請求期間③は33万6,000円から34万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（請求期間③は賞与支払訂正届）を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年12月19日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料、請求期間③に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（請求期間③は訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2200253 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300002 号

第１　結論

請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成６年３月 31 日から同年６月１日に訂正し、平成６年３月から同年５月までの標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

平成６年３月 31 日から同年６月１日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 40 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成６年３月 31 日から同年６月１日まで

年金記録によると、Ａ社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成６年３月 31 日とされているが、その後も同社に継続して勤務していた。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社における雇用保険の被保険者記録及び同僚から提出された給料台帳の写しによると、請求者は、請求期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成６年６月７日付けで同年６月１日と記録され、平成７年３月７日に当該事業所が全喪したと記録されていたが、その後、平成７年３月 31 日付けで、請求者の資格喪失日は、平成６年３月 31 日に遡って訂正する処理を行っていることが確認できる。

また、上記遡及訂正処理が行われた平成７年３月 31 日において、当初、平成６年３月 31 日より後の日をＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日として記録されていた同僚が 14 人確認できるところ、このうち 13 人について、請求者と同様に、同喪失日を平成６年３月 31 日に訂正する処理を行い、他の一人については、厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日及び資格喪失日）を取り消す処理を行っていることが確認できる。

さらに、商業・法人登記簿謄本によると、Ａ社は、請求期間において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

加えて、上述のとおり、Ａ社の当初の全喪処理は、平成７年３月７日に行われ、同月中の平成７年３月 31 日には、全喪日を平成６年３月 31 日とする遡及訂正処理が行われており、さらに、オンライン記録によると、当該事業所が社会保険事務所（当時）に納付すべき保険料が不納欠損として処理されていることが確認できることを踏まえると、これらの全喪処理及び全喪

日の遡及訂正処理は、当該事業所が保険料を滞納していたことを理由とする一連の処理であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成６年３月 31 日に遡及して訂正する処理を行う合理的理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者に係る同喪失日を平成６年６月１日とすることが妥当である。

また、平成６年３月から同年５月までの標準報酬月額については、Ａ社における遡及訂正処理前の標準報酬月額から、17 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2200261 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300004 号

第１　結論

請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成６年３月 31 日から同年６月１日に訂正し、平成６年３月から同年５月までの標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

平成６年３月 31 日から同年６月１日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 45 年生
住　　所　：

00

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成６年３月 31 日から同年６月１日まで

年金記録によると、Ａ社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成６年３月 31 日とされているが、その後も同社に継続して勤務していた。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社における雇用保険の被保険者記録及び同僚から提出された給料台帳の写しによると、請求者は、請求期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成６年６月７日付けで同年６月１日と記録され、平成７年３月７日に当該事業所が全喪したと記録されていたが、その後、平成７年３月 31 日付けで、請求者の資格喪失日は、平成６年３月 31 日に遡って訂正する処理を行っていることが確認できる。

また、上記遡及訂正処理が行われた平成７年３月 31 日において、当初、平成６年３月 31 日より後の日をＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日として記録されていた同僚が 14 人確認できるところ、このうち 13 人について、請求者と同様に、同喪失日を平成６年３月 31 日に訂正する処理を行い、他の一人については、厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日及び資格喪失日）を取り消す処理を行っていることが確認できる。

さらに、商業・法人登記簿謄本によると、Ａ社は、請求期間において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

加えて、上述のとおり、Ａ社の当初の全喪処理は、平成７年３月７日に行われ、同月中の平成７年３月 31 日には、全喪日を平成６年３月 31 日とする遡及訂正処理が行われており、さらに、オンライン記録によると、当該事業所が社会保険事務所（当時）に納付すべき保険料が不納欠損として処理されていることが確認できることを踏まえると、これらの全喪処理及び全喪日の遡及訂正処理は、当該事業所が保険料を滞納していたことを理由とする一連の処理であっ

たことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成６年３月 31 日に遡及して訂正する処理を行う合理的理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者に係る同喪失日を平成６年６月１日とすることが妥当である。

また、平成６年３月から同年５月までの標準報酬月額については、Ａ社における遡及訂正処理前の標準報酬月額から、19 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2200252 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300006 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成 15 年４月１日から平成 21 年 12 月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の１（１）のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における平成 14 年 10 月１日から平成 15 年４月１日までの期間及び平成 20 年９月１日から平成 21 年９月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の１（２）のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記第１の１の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

３　請求者のＡ社における平成 15 年８月 13 日、平成 15 年 12 月 29 日、平成 16 年３月 31 日、平成 16 年８月 12 日、平成 16 年 12 月 29 日、平成 17 年３月 31 日、平成 17 年８月 12 日、平成 17 年 12 月 29 日、平成 18 年３月 31 日、平成 18 年８月 11 日、平成 18 年 12 月 29 日、平成 19 年３月 30 日、平成 19 年８月 13 日、平成 19 年 12 月 28 日、平成 20 年８月 13 日、平成 20 年 12 月 29 日及び平成 21 年８月 13 日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の２（１）のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

４　請求者のＡ社における平成 15 年８月 13 日、平成 15 年 12 月 29 日、平成 17 年 12 月 29 日、平成 19 年 12 月 28 日、平成 20 年８月 13 日及び平成 20 年 12 月 29 日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の２（２）のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額及び上記第１の３の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 24 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 14 年 10 月１日から平成 21 年 12 月１日まで
②　平成 15 年８月 13 日

③　平成 15 年 12 月 29 日
④　平成 16 年３月 31 日
⑤　平成 16 年８月 12 日
⑥　平成 16 年 12 月 29 日
⑦　平成 17 年３月
⑧　平成 17 年８月 12 日
⑨　平成 17 年 12 月 29 日
⑩　平成 18 年３月 31 日
⑪　平成 18 年８月 11 日
⑫　平成 18 年 12 月 29 日
⑬　平成 19 年３月 30 日
⑭　平成 19 年８月 13 日
⑮　平成 19 年 12 月 28 日
⑯　平成 20 年８月 13 日
⑰　平成 20 年 12 月 29 日
⑱　平成 21 年８月 13 日

Ａ社における厚生年金保険被保険者記録のうち、標準報酬月額及び標準賞与額が実際の給与額及び賞与額と相違している期間のほか、賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額が記録されていない期間がある。

請求期間①から⑱までについて、当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①のうち、平成 15 年４月１日から平成 21 年 12 月１日までの期間について、請求者から提出された給与及び賞与に係る明細書、給与所得の源泉徴収票、並びに給与及び賞与の振込口座に係る預金通帳（以下「給与明細書等」という。）によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のＡ社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表の１（１）のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年１月以後は年金事務所）に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、日本年金機構は、当該期間の一部に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を保管しているところ、当該届出書により、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主は、給与明細書等により確

認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2　請求期間①のうち、平成14年10月１日から平成15年４月１日までの期間及び平成20年９月１日から平成21年９月１日までの期間について、給与明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記第３の１により訂正される標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のＡ社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額から、別表の１（２）のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記第３の１による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3　請求期間②、③、⑤、⑥、⑧、⑨、⑪、⑫及び⑭から⑱までについて、給与明細書等によると、請求者は、オンライン記録の標準賞与額を上回る賞与の支払を受け、当該賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、請求期間④、⑦、⑩及び⑬について、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、給与明細書等によると、請求者は賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、請求期間⑦及び⑬に係る賞与（期末手当）の支払日を確認することができる資料はないものの、請求者及び同僚は、期末手当が３月末頃に支給されていたと記憶している上、請求者は、請求期間④及び⑩に係る期末手当について、平成16年３月31日及び平成18年３月31日に支払を受け、当該同僚は、請求期間⑬に係る期末手当について、平成19年３月30日に支払を受けていたことが確認できることを踏まえると、請求者の請求期間⑬に係る賞与支払日は平成19年３月30日であると推認でき、請求期間⑦に係る賞与支払日については、便宜上、３月末日である平成17年３月31日とすることが妥当である。

したがって、請求者のＡ社における請求期間②から⑱までの標準賞与額については、給与明細書等により確認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、別表の２（１）のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間②から⑱までについて、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、給与明細書等により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額とオンライン記録で確認できる標準賞与額が長期間にわたり一致していない上、日本年金機構は、当該期間の一部に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を保管しているところ、当該届出書により、事業主は、オンライン記録どおりの賞与額を届け出ている（請求期間④、⑦、⑩及び⑬については、これらの賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を届け出ていない。）ことが確認できることから、事業主は、給与明細書等により確認できる賞与額又は保険

料控除額に見合う賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4　請求期間②、③、⑨、⑮、⑯及び⑰について、給与明細書等によると、請求者の当該期間の賞与額に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額及び上記第３の３により訂正される標準賞与額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のＡ社における当該期間の標準賞与額については、給与明細書等により確認できる請求者の賞与額から、別表の２（２）のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額及び上記第３の３による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別　表

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2200252 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300006 号

１　【標準報酬月額に係る訂正】

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>１（１）</td><td>１（２）</td></tr>
<tr><td>訂正期間</td><td>訂正前の
標準報酬月額</td><td>厚生年金特例法
による訂正後の
標準報酬月額</td><td>厚生年金保険法
第 75 条本文
による訂正後の
標準報酬月額</td></tr>
<tr><td>平成 14 年 10 月から平成 15 年３月まで</td><td rowspan="2">24 万円</td><td>－</td><td>30 万円</td></tr>
<tr><td>平成 15 年４月から同年８月まで</td><td rowspan="2">30 万円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>平成 15 年９月から平成 20 年８月まで</td><td rowspan="4">22 万円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>平成 20 年９月から同年 12 月まで</td><td>28 万円</td><td rowspan="2">36 万円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年１月から同年８月まで</td><td rowspan="2">30 万円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年９月から同年 11 月まで</td><td>－</td></tr>
</table>

２　【標準賞与額に係る訂正】

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>２（１）</td><td>２（２）</td></tr>
<tr><td>訂正期間</td><td>訂正前の
標準賞与額</td><td>厚生年金特例法
による訂正後の
標準賞与額</td><td>厚生年金保険法第 75 条
本文による訂正後の
標準賞与額</td></tr>
<tr><td>平成 15 年８月 13 日</td><td>22 万円</td><td>30 万円</td><td>36 万 2,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 15 年 12 月 29 日</td><td>20 万円</td><td>30 万円</td><td>36 万 2,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 16 年３月 31 日</td><td>記録なし</td><td>17 万 1,000 円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>平成 16 年８月 12 日</td><td>22 万円</td><td>36 万 2,000 円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>平成 16 年 12 月 29 日</td><td>20 万円</td><td>36 万 2,000 円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>平成 17 年３月 31 日</td><td>記録なし</td><td>18 万 1,000 円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>平成 17 年８月 12 日</td><td>22 万円</td><td>36 万 2,000 円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>平成 17 年 12 月 29 日</td><td>20 万円</td><td>35 万 4,000 円</td><td>36 万 2,000 円</td></tr>
</table>

別　表

		２（１）	２（２）
訂正期間	訂正前の 標準賞与額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法第 75 条 本文による訂正後の 標準賞与額
平成 18 年３月 31 日	記録なし	18 万 1,000 円	－
平成 18 年８月 11 日	22 万円	36 万 2,000 円	－
平成 18 年 12 月 29 日	18 万円	36 万 2,000 円	－
平成 19 年３月 30 日	記録なし	18 万 1,000 円	－
平成 19 年８月 13 日	22 万円	36 万 2,000 円	－
平成 19 年 12 月 28 日	22 万円	33 万 4,000 円	34 万円 2,000 円
平成 20 年８月 13 日	22 万円	35 万 4,000 円	36 万 2,000 円
平成 20 年 12 月 29 日	22 万円	29 万円 3,000 円	30 万 7,000 円
平成 21 年８月 13 日	18 万円	27 万 1,000 円	－

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2200262 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300007 号

第１　結論

請求者のＡ事業所における令和２年６月 10 日の標準賞与額を 28 万 7,000 円、令和２年９月 10 日の標準賞与額を４万 5,000 円、令和２年 10 月９日の標準賞与額を 17 万 9,000 円とすることが必要である。

令和２年６月 10 日、令和２年９月 10 日及び令和２年 10 月９日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　平成５年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　令和２年６月 10 日
②　令和２年９月 10 日
③　令和２年 10 月９日

Ａ事業所から育児休業期間中に支給された請求期間①、②及び③の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された給与支払明細票及び賃金台帳により、請求者は、Ａ事業所から、請求期間①は 28 万 7,200 円、請求期間②は４万 5,000 円、請求期間③は 17 万 9,500 円の賞与の支払を受けたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の２の規定に基づく育児休業期間（令和２年＊月＊日から同年＊月＊日まで）に係る請求者の厚生年金保険料について、徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用する事業所の事業主が申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上述の給与支払明細票及び賃金台帳により確認できる賞与額から、請求期間①は 28 万 7,000 円、請求期間②は４万 5,000 円、請求期間③は 17 万 9,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2200145 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300003 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社（現在は、Ａ’社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 38 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 63 年２月 29 日から同年３月１日まで

昭和 59 年３月から昭和 63 年２月末までＡ社に経理として勤務していた。

昭和 63 年２月 29 日に退職した場合、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、その翌日の昭和 63 年３月１日となるはずであるが、年金記録では、昭和 63 年２月 29 日と記録されている。

当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和 63 年３月１日に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間当時のＡ社の事業主及び現在のＡ’社の事業主は、いずれも請求者の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の当該事業所における離職日は昭和 63 年２月 28 日であることが確認でき、当該記録は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和 63 年２月 29 日）と符合している。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚のほか、これらの同僚に対する照会において名前が挙げられた同僚の合計 34 人に照会し 23 人（請求者が名前を挙げた同僚のうち３人を含む。）から回答を得たものの、いずれの者からも請求者が昭和 63 年２月 29 日まで当該事業所に在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける関連資料や陳述を得ることはできなかった。

加えて、上記回答が得られた 23 人のうち、請求期間当時の給与事務担当者は、「月の途中で退職した場合、同月分の厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している上、同じく請求期間当時の管理部長は、「請求期間当時は株式公開を目指しており、注意深く事務を行っていたので、届出を間違えた可能性は低いと思う。」と陳述している。

なお、請求者は、請求期間に係る昭和 63 年は閏年であったため、当該事業所が請求期間に係る届出を誤った可能性がある旨述べているが、当該事業所において、雇用保険の離職日が昭和 63 年２月 29 日であり、その翌日の昭和 63 年３月１日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が確認できることから、当該事業所は、請求期間に係る昭和 63 年が閏年であ

ったことを十分認識して届出を行っていたものと考えられる。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2200221 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300005 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 37 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 55 年 10 月１日から昭和 56 年１月 31 日まで

請求期間は、Ｂ駅前のビル（Ｃ社Ｂ店が入居していたＤビル）の１階にあったＡ事業所で勤務していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、自身が勤務していた店舗の名称について、「Ａ事業所」であったと述べているが、オンラインシステム及び事業所名簿検索システムにおいて、請求期間当時、「Ａ事業所」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、Ｅ法務局は、Ｂ市内において、「Ａ事業所」という名称の商業・法人登記は見当たらない旨回答している。

また、雇用保険の被保険者記録によると、請求者が請求期間において、同保険の被保険者であった記録はない上、請求者は、当時の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、自身が勤務していた店舗の従業員数について、自身を含め二人であったと述べており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたことが確認できない上、請求者は、自身の給与の支給方法のほか、厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについても記憶していない。

加えて、Ｄビルが開業した昭和 52 年 11 月の新聞広告及び平成７年頃に作成されたと考えられるフロアガイドによると、Ｄビルの１階フロアは、Ｃ社Ｂ店が占有するフロアと、専門店が入居するＤ専門店街のフロアに分かれているところ、請求者が記憶する「Ａ事業所」の位置はＣ社Ｂ店のフロア内であることから、Ｃ社人事事務センターに照会したが、当時の従業員に係る資料は確認できない旨回答している上、Ｃ厚生年金基金（平成 15 年６月 20 日解散）の記録を引き継いだ企業年金連合会及びＣ健康保険組合に照会したものの、請求者に係る記録は確認できなかった。

その上、Ｃ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求期間当時、被保険者であったことが確認できる者のうち、Ｃ社Ｂ店で勤務していたとする 15 人から回答が得られたものの、請求者の請求内容を裏付ける陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。